

平成30年度事業報告

我が国経済は、近年、円高の進行、景気の低迷が続く中、木材需要の減少や木材価格の低迷等から、林業・木材産業は、深刻な状況におかれてきたところであるが、25年以降、経済の立て直しを第一義に掲げる安倍政権のもとでの積極的な財政措置や大胆な金融緩和対策などいわゆるアベノミックスにより、長年にわたり続いた円高から脱却し円安へ移行するとともに、景気は、緩やかな回復基調が続いている。

このような状況のもとで、国産材の生産が徐々に拡大し、自給率も上がってきているが、長期にわたる経済低迷の影響により、林業・木材産業の経営基盤はまだまだ脆弱であり、担い手である山村は、過疎化、高齢化が進み、危機的な状況にあることから、森林・林業の再生に向けて、林活地方議員連盟等と連携を図りつつ、提言・要請活動を積極的に展開した。

一方、長年の悲願であった環境税については、30年度与党税制改正大綱において、森林環境税（仮称）を創設する旨明記され、ようやく実現することとなったが、その引き換えに林野公共予算が削減されるのではないかとの懸念が広がり、自民党森林整備・治山事業促進議員連盟の緊急決起大会が開催され、多くの林業団体が参加した。その結果、30年度補正予算及び31年度当初予算に関しては、近年例を見ない増額予算となった。

森林・林業活性化基金事業（以下「基金事業」という）については、森林・林業活性化に関する調査・研究、普及・啓発等の事業を実施した。

I 概要

1 一般事業

- (1) 31年度予算（案）等の編成に当たっては、林活地方議連とも連携を図りつつ、
- ① 森林環境税等の着実な推進と林野公共予算の確保による森林整備の推進、
 - ② 木材産業の振興と木材利用の推進、
 - ③ 持続的な森林経営の確立と人材の育成強化、
 - ④ 地域が主体となった森林整備から木材の流通加工に亘る一体的取り組みの推進と林道等路網整備の充実、
 - ⑤ 情報通信技術の活用等 林業の技術革新と多様な森林

管理活動など魅力ある林業の創出、⑥ 国民の安全・安心を確保する治山対策の拡充等 緑の国土強靱化の推進、⑦ 水源林整備の計画的実施と森林病虫害対策の推進、⑧ 国有林の先導的取り組みと民有林との一体的施策展開、⑨ 東日本大震災からの復旧・復興の推進と熊本地震災害の早急な復旧の課題を掲げ、積極的な提言・要請活動 を行った。

特に、近年、地球温暖化の影響等により局地的豪雨が増加する中、7月の西日本豪雨災害や9月の北海道胆振東部地震の発生を踏まえ、国民の暮らしを支え、山村の存立基盤となる林業の振興、緑の国土強靱化に向けた山地災害防止や災害に強い森づくりなどを推進するための林野公共事業の予算確保が不可欠であり、森林整備・治山事業促進議員連盟において「緊急決起大会」が開催された。

その結果、30年度補正予算及び31年度当初予算（林野公共预算で前年度比126%、治山143%、森林整備129%）に関しては、近年例を見ない増額予算となった。

(2) 林業税制については、30年度税制大綱に明記された「森林環境税（仮称）」について、31年度税制大綱においても明記され、確実に実施されることとなった。

(3) TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：CPTPP）について、12月に、日本、メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリアの6カ国に対して発効し、残り5カ国（ベトナム、ブルネイ、チリ、マレーシア、ペルー）については、それぞれの国が国内法上の手続きを完了の上、順次発効する。

また日EU・EPAについては、12月に、国内手続きが完了したことの通告が行われ、この協定は31年2月に発効することとなった。

当然、林業・木材産業も大きな影響を受けることとなり、補正予算等を活用しながら対処していくことが必要となっている。

(4) 国有林野事業については、一般会計に移行しているところであるが、我が国の林業・木材産業や国土の保全等に重要な役割を果たしていることから、公益的機能の一層の発揮と技術的課題への先導的取組、民有林との一体的な施策展開等が図られるよう提言活動を行った。

また、水源林整備については、計画的な実施、森林整備法人による森林整備の円滑化により公益的機能を確保するよう提言活動を実施してきた。

なお、違法伐採対策として「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」いわゆる「クリーンウッド法」が施行され、合法木材等の流通・利用等を推進することとなった。

このほか、予算要求時や予算の概算決定時など、節目 節目で林業団体懇談会を開催して、林野庁からの説明、意見交換等を行ったほか、全会員に対して会報誌「日本林業」をメール配信するなど、広報活動の推進に努めた。

2 基金事業

基金事業については、「基金事業計画の基本方針」に基づき、「調査・研究」、「公開講座」及び「普及・啓発」の事業を実施した。

(1) 調査・研究

29年11月から「森林資源の循環利用と新たな森林管理のあり方」を課題として、第4次調査研究会を設置し、調査検討を行った。調査研究会の成果を迅速に普及するため、発表の後速やかに「森林と林業」の「緑の論壇」に掲載した。

(2) 公開講座

11月16日（金）、「森林環境税の創設と新しい森林経営管理制度について（森林経営管理法説明会）」（講師：林野庁担当者）を、開催した。

(3) 普及・啓発

情報・広報誌「森林と林業」を月1回発刊し、広く都道府県、市町村及び林業関係団体等に配布した。